

京の食材マーケット開拓員設置運營業務仕様書

1 趣旨

公益社団法人京のふるさと産品協会（以下「産品協会」という。）は、農林水産物の需要形態が生鮮から中食・外食などの業務需要にシフトする中で、京野菜をはじめとする府内産農林水産物及びその加工品（以下「京野菜等」という。）について、首都圏での料飲店や業務向けの新たな需要開拓を戦略的に推進するため、本業務を実施する。

2 業務の概要

京の食材マーケット開拓員（以下「マーケット開拓員」という。）の設置及び京野菜等需要開拓業務

・首都圏にマーケット開拓員を配置し、卸売会社、青果仲卸店、青果販売店、量販店、飲食業、食品加工企業等（以下「飲食企業等」という。）に対して、京野菜等の利用拡大及び新規取扱を開始するよう需要拡大業務を実施する。

3 業務の内容

(1) マーケット開拓員の設置

首都圏の企業等において営業・企画部門等に長年従事するなど首都圏の飲食業界に豊富な人脈を有する者を1名設置すること。

※数値目標：訪問件数 年間300社（店）以上（情報収集等の再訪含む。）

ア 企業（店舗）等訪問活動

首都圏の企業（店舗）等を訪問し、京野菜等の取扱い拡大に向けた営業活動を実施する。

イ 制度加入促進活動

卸売会社や仲卸等から紹介を受けた、新たに京野菜等を使用した料飲店や青果販売店等に対し、認定制度への加入を促進する。また、既存認定店に対するニーズ収集などアフターケア調査を実施する。

認定制度：旬の京野菜提供店、ほんまもん京野菜取扱店

ウ 京野菜等利用企業等からの情報収集・交換

継続的に京野菜等利用企業からニーズを収集し、需要拡大につなげるとともに、農林水産業団体との連携を図る。

エ 意見交換の実施

上記業務の効果的な推進のため、定期的に産品協会職員、京都府農林水産部流通・ブランド戦略課及び東京事務所職員（以下「京都府職員等」という。）と意見交換を実施する。

オ 宇治茶、畜産物、水産物等のPR活動

産品協会の指示を受けて、京都府や府内の農林水産業団体が実施する京都府産農林水産物の首都圏における販路開拓やPR活動に協力する。

(2) マーケット開拓員の運用・活動支援業務

マーケット開拓員の活動拠点を設置し、以下の取組を行うこと。

ア マーケット開拓員の各業務の実施準備、結果分析・報告

(ア) 上記事業の企画に当たっては、業者としての専門性を活かし積極的に提案を行うとともに、準備、企業開拓、広報、運営、実施結果報告等については主体的に行うこと。

(イ) 設定した目標に対する進捗状況については、月に1回以上、産品協会が指定した期日までに報告のこと。また、設定した目標について、変更の必要が生じた場合は、産品協会に理由を説明の上、了解を得ること。

イ マーケット開拓員の資質の向上

マーケット開拓員が、京野菜等需要開拓業務を効果的に行うことができるよう日常的に研修を実施するなどその能力の向上を図ること。

4 個人情報の保護

当事業の運営を通じて取得した個人情報等については、個人情報保護法の基本理念を尊重し、個人情報の保護に自主的に取り組むこと。

5 業務の実施方法

(1) 業務の実施場所

本業務の実施に当たっては、産品協会及び京都府職員等と連携するため、受託業者に係る首都圏の事務室又は指定する場所を拠点とすること。

(2) 業務の対応時間

本業務の対応時間は、以下のとおりとする。

本業務の実施場所内において午前9時から午後5時30分

(金、土、日曜日、祝日及び年末・年始(12月29日～1月3日)を除く。)

ただし、本業務を対応時間外に実施する必要がある場合は、この限りではない。

6 業務の対象経費

(1) 本業務に従事する者の人件費

賃金、通勤手当、社会保険料等

(2) 事業費

ア 本業務に従事する者の旅費

イ パソコン(必要ソフト含む。)のリース代

ウ 複合機のリース代

エ 上記機器に必要となる消耗品費

オ 通信運搬費

カ その他事業の実施・運営に伴う経費

7 業務完了報告

本業務が完了したときは、遅滞なく次の事項を記載した実績報告書を提出すること。

- (1) 本事業の実施結果の概要
- (2) 本事業により訪問した飲食企業等の数
- (3) 本事業で新規訪問した飲食企業等の数
- (4) 新たに京野菜等の取扱いを始めた飲食企業等の数
- (5) 活動によって認定された「ほんまもん京野菜取扱店」「旬の京野菜提供店」数
- (6) 訪問結果報告書及び傾向と分析を記した書類
- (7) 本事業に要した経費の内訳

なお、上記内容が確認できる書類として、労働者名簿、賃金台帳、業務日誌等を事業終了後5年間保存しておかなければならない。

8 業務上の留意事項

- (1) 受託者が、上記各条件に違反した場合は、委託業務の一部又は全額を解除し、委託料を交付しない又は交付している委託料の一部若しくは全額を返還させる場合がある。
- (2) 上記(1)により契約を解除した場合は、違約金を求める場合がある。
- (3) 委託契約額を確定した結果、委託費に残額が生じたとき、又は委託費により発生した収入があるときは、返還しなければならない。
- (4) (3)の有無に関わらず、業務完了後、業務完了報告書を提出するものとする。

9 その他

- (1) 業務の実施に当たっては、産品協会と緊密に連絡調整を行い、その施策に協力すること。
- (2) マーケット開拓員の人選に当たっては、採用前に産品協会と調整を行った上で採用を決定すること。また、委託期間中であっても産品協会が求めるときは、マーケット開拓員を変更すること。再度、人選するときには前述の手続きを踏襲すること。
- (3) 業務の状況等に関する報告は、産品協会が必要とする場合、速やかに行うこと。
- (4) 産品協会の事業であることを踏まえ、企業開拓・支援について特定の企業に偏ることなく、実施すること。
- (5) 産品協会並びに国及び府の事業展開により、新たな業務が加わることがある。
- (6) その他、契約書及び事業仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、産品協会と協議して決定するものとする。